

入札に際しての注意事項

- 1 本項目の(1)から(3)は参加資格、(4)から(7)は落札資格となります。
 - (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
 - (3) 入札参加地域の要件を設定した場合は、それに該当しているものであること。
 - (4) 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
 - (5) 落札停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - (6) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
 - (7) 該当の案件を履行するにあたり、許認可等が必要な場合はそれを受けている者であること。
- 2 落札候補者は、落札資格の確認のため、契約事務担当所属が指示する提出期限までに、次の書類を提出してください。
 - (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
 - (2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
 - (3) 1(7)を証明する書類の写し（必要とする場合に提出）
- 3 入札価格は指示のない限り消費税及び地方消費税抜きの額（免税業者にあつては、契約希望額に110分の100を掛けた額）としてください。（契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）提出した入札書の手換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 4 入札書は、住所（所在地）、商号（名称）及び代表者職氏名を記載のうえ代表者印を押印し、入札内訳書を添付のうえ、袋とじ又は割印をして提出してください。
- 5 契約事務担当所属は、必要に応じ資料等の提出を求めることができますものとします。
- 6 入札額同額による落札候補者が二人以上ある場合は、くじ引きにて落札候補者を決定します。
なお、開札の立ち会いを希望しない場合は、くじ引きを当院の職員に委任したものとみなします。
- 7 落札候補者となるべき者がいない場合は、再度入札を行います。入札執行回数は、原則として3回を限度とし、この限度内で落札候補者がいない場合は入札を打ち切ります。ただし、最終執行回の入札参加者の中から指名して地方公営企業法施行令第21条の13第1項第8号に基づく随意契約のための見積（以下「不落随契」という。）を行う場合があります。
再度入札又は不落随契については、書面により入札書の提出を行ってください。また、不落随契は、本調達説明書に基づいて行います。
- 8 三重県病院事業庁会計規程（平成19年3月20日三重県病院事業庁管理規定第2号。以下「会計規程」という。）第131条の各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は無効とします。
また、無効になる要件は、下記無効要件に該当する場合となります。
なお、落札候補者の落札資格の確認ができないときはその者の入札書は無効と取り扱います。
落札決定後の契約不履行は、落札停止要綱の対象となります。
（無効要件）
次に該当する入札については、その者の入札を無効とします。また、再度入札には参加できないものとします。
 - (1) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
 - (2) 入札者又はその代理人が同一事項の入札に対し二以上の入札をしたとき。（例：同じ事業者の本店、支店（営業所等）が同一案件に入札を行った場合）
 - (3) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
 - (4) 入札に際して談合等の不正があったとき。
 - (5) 入札保証金を納付する場合に、その額が会計規程第127条第1項に規定する額に満たないとき。
 - (6) 入札者が定刻までに入札書を投函しないとき。
 - (7) その他契約締結権者があらかじめ指示した事項に違反したとき。
 - (8) 再度入札において、入札価格が前回の入札における最低額と同額以上の入札をしたとき。

(9) 入札内訳書を求めた場合に次の（ア）から（エ）に該当するとき。

（ア）入札内訳書を提出しないもの。

（イ）一括値引き、減額の項目が計上されているもの。

（ウ）記載すべき項目が欠けているもの。

（エ）その他不備があるとき（記載すべき内容又は指示した事項に誤りがあるなど、担当する所属が不備と判断するもの）

- 9 契約保証金は、品目ごとの契約単価に購入予定数量を乗じた額を合計した金額（1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額）に、消費税及び地方消費税を外税で加算した金額（1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額）（以下「契約保証金基準額」という。）の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生（再生）手続中の者のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査にかかる認定を受けている者（更生計画等の認可が決定されるまでの者に限る）が契約の相手方となるときは、契約保証金基準額の100分の30以上とします。また、会計規程第135条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、会計規程第135条第4項の第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金免除要件の確認のため、過去3年間に当該契約と同規模の契約を締結し履行した実績の有無を示す証明書を提出していただく場合があります。

- 10 契約締結権者は、受注者が暴排要綱第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

- 11 受注者は、契約の履行にあたって暴力団等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。

ウ 契約事務担当所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、契約事務担当所属と協議を行うこと。

- 12 契約締結権者は、受注者が11のイ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

- 13 契約書の作成、提出については、会計規程第136条、第137条によります。

- 14 入札者が1者となった場合は入札を中止又は延期する場合があります。

- 15 契約締結権者は、会計規程第139条第1項各号又は第2項に該当すると認められる場合は、契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

- 16 契約締結権者は、受注者が履行期限内にその義務を履行しないときは、会計規程第140条に基づき、同条第1項各号に該当する場合を除き、違約金を徴収します。

- 17 契約締結権者は、受注者の責に帰する理由により契約を解除した場合、会計規程第141条に基づき、違約金を徴収します。

- 18 公告に記載がない事項については、会計規程の定めるところによります。

会計規程については下記のURLからご参照ください。

<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A85924EFA&houcd=H419909170002&no=23&totalCount=31&fromJsp=srMj>